

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1部 第2 平和・人権施策の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市はこれまで、「世界連邦都市宣言」、「非核都市宣言」、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」を制定し、その趣旨に基づき非核・平和関連事業を進めてきました。平和・人権意識の醸成については、戦没者追悼式や平和祈念式典などの平和関連事業を実施し、「東京空襲資料展」や「市内の戦跡を訪ねるフィールドワーク講座」を開催するなど、平和施策の推進に取り組むとともに、子どもの人権尊重という視点からは、子どもへの暴力防止プログラム「CAP (Child Assault Prevention) ワークショップ」に取り組んでいます。また、平成 25 年度からは、市民の戦争体験談を映像等で記録・保存し、市のホームページなどで公開する「アーカイブ化事業」にも取り組んでおり、戦後 70 年が経過する中で、戦争の記憶を風化させることなく、次世代へと継承していくことが重要な課題となっています。また、単に戦争や紛争といった直接的暴力がない状況をめざすだけではなく、貧困・飢餓・環境・南北問題など、地球的規模の課題や問題にも目を向け、積極的平和の視点に立った平和・人権意識の醸成を図ることが重要です。

● 施策の方向

平和は、人類すべての共通の願いであり、市の基本構想の基本理念の中でも「平和の希求」を明確に位置付けています。市では、積極的平和の視点に立ち、異なる国や文化、歴史等を理解し認め合う地球市民としての自覚を育むため、地球市民講座等の事業を推進していきます。戦後 70 年が経過する中で、戦争の記憶を風化させることなく、次世代へと継承していくため、市内の関連団体等と協働で、平和関連事業を推進していきます。また、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民等に対する差別、いじめ、虐待等の解消に向け、広く人権意識を啓発していく取り組みを進めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
平和推進関連事業の参加者数	2,665 人	3,543 人	3,600 人	3,700 人

戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展、地球市民講座、東京空襲資料展、憲法を記念する市民のつどいなどの平和推進関連事業への参加者数です。市で実施する事業等については、積極的平和(注1)及び地球市民(注2)としての視点から、草の根の広がりのある取り組みをめざし、市民や関連団体等と協働で進めます。

(注1)積極的平和:平和を、単に戦争などの直接的暴力がない状態だけでなく、構造的暴力のもとで引き起こされる環境・差別・難民・経済格差などの諸問題を含めて広義にとらえる考え方。

(注2)地球市民:異なる人種・民族・文化・歴史などを尊重し理解し合い、同じ地球上に住む一人の人間としてお互いを認め合う意識を持つ人々を指す。

III 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- ・ 市民は、啓発事業等を通じて、積極的平和や地球市民といった広義の意味での平和について理解を深めます。
- ・ 事業者・関係団体等は、機会をとらえて平和関連事業に参加するとともに、平和に関する理解を深めます。

● 市の役割

- ・ 市は、積極的平和や地球市民といった広義の意味での平和についての普及・啓発に努めます。
- ・ 市は、事業等を通じて戦争の記憶の風化を防ぎ、次世代に引き継がれるように努めます。
- ・ 市は、国や東京都と協力しながら、人権意識の啓発に努めます。

IV 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 平和意識の醸成

(1)「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進	①「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進
(2)平和教育・平和事業の充実	◎ ①三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進 (「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照) ②教育資料等の作成(教員用・生徒用、既存資料を含む。)
(3)地球市民意識の醸成	①地球市民意識の醸成 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)
(4)地球環境に関する意識の醸成	①環境学習・啓発の推進 (「第4部-第1 環境保全の推進」参照)

2 人権意識の啓発

(1)人権意識の総合的啓発	◎ ①人権意識の総合的啓発 ②心のバリアフリーの推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) ③人権教育の充実
(2)人権を尊重する男女平等意識の醸成	①人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成 (「第1部-第3 男女平等参画社会の実現」参照) ②人権としての性の尊重 (「第1部-第3 男女平等参画社会の実現」参照)
(3)障がい者の人権尊重	◎ ①障がい者の差別解消の取り組み (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照) ※ ②権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
(4)外国籍市民等の人権尊重	①地球市民意識の醸成 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)
(5)高齢者の人権尊重	◎ ①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照) ※ ②権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) ③地域の連携による認知症高齢者の支援 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照)
(6)子どもの人権尊重	◎ ①子ども自身の力を高めるプログラム(CAP(注3)ワークショップ等)の普及 ※ ②「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)

3 平和事業の推進

(1)平和基金の活用	①平和基金の活用による平和事業の積極的展開
(2)平和事業の推進	◎ ①積極的平和事業の推進 ◎ ②戦争体験談等のアーカイブ化の推進

	◎ ③「デジタル平和資料館(仮称)」の開設・運営
	※ ④平和展の開催と平和関連資料の保管・展示・貸出
	※ ⑤市内の戦争遺跡の記録と紹介
	⑥憲法関連事業の実施
	⑦戦没者追悼式並びに平和祈念式典の実施
(3) 平和活動への支援	①住民協議会などが行う平和事業への協力
	②世界連邦運動協会活動への支援

4 平和交流の推進

(1) 自治体間での平和交流の推進	①国内外のNPO・NGO、自治体との連携・協力の推進
	②非核宣言自治体連絡協議会及び平和首長会議との連携・協力の推進
(2) 国際交流活動の推進	①国際交流活動の推進 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)

(注3) CAP: Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略で、子どもがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力に遭った時にどう対処できるかを教える教育プログラム。

V 主要事業

2-(1)-① 人権意識の総合的啓発

2-(6)-① 子ども自身の力を高めるプログラム(CAP ワークショップ等)の普及

すべての人の基本的人権が尊重され、あらゆる差別を解消することは、平和・人権のまちづくりの基本原則です。人権に関する様々な悩みごとに対応する人権相談の実施や、各種行事等を活用した人権啓発活動に取り組みます。また、子どもの人権についての取り組みとして、子ども自らが暴力から身を守るための教育プログラム(CAP ワークショップ等)の普及・啓発に取り組みます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
子ども自身の力を高めるプログラム(CAP ワークショップ等)の普及	実施	実施	実施				→

3-(2)-① 積極的平和事業の推進

非核都市宣言及び平和条例の趣旨に基づき、地球的視野に立ち、環境・差別・飢餓・経済格差等の問題を含めた、積極的平和の実現に向けた取り組みを推進します。地球市民講座や平和カレンダーの作成等を通じて、平和意識の醸成を図ります。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
積極的平和事業の推進	推進	推進	推進				→

3-(2)-② 戦争体験談等のアーカイブ化の推進

3-(2)-③ 「デジタル平和資料館(仮称)」の開設・運営

戦後 70 年が経過する中、市民の戦争体験談や関連資料を記録していくアーカイブ化事業を継続し、市のホームページに特設サイト「デジタル平和資料館(仮称)」を開設・運営することで、戦争の記憶を風化させることなく、次世代へ継承していきます。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
戦争体験談のアーカイブ化	28 件	8 件	4 件	4 件	3 件	3 件	6 件
デジタル平和資料館の開設・運営	開設・運営の充実	準備・検討	開設	充実			→

Ⅵ 推進事業

3-(2)-④ 平和展の開催と平和関連資料の保管・展示・貸出

3-(2)-⑤ 市内の戦争遺跡の記録と紹介

市で所蔵する平和関連パネル及び DVD 等を、市が展示・上映するだけではなく、希望する市民や市民団体等へ年間を通じて貸し出しを行うことで、草の根の平和施策の推進を図ります。また、8月の平和強調月間における平和展、3月の「東京都平和の日」に因んだ資料展及び市内の戦争遺跡を巡るフィールドワーク等の実施を通じて、幅広く平和意識の醸成に努めます。

Ⅶ 関連個別計画